

次世代育成支援対策推進法に基づく
医療法人滄溟会 『一般事業主行動計画』

職員が仕事と子育てを両立させることができ、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5年 4月 1日から令和 7年 3月31日までの2年間

2. 内容

【目標1】 育児や介護を目的とした職員の短時間勤務(短時間正職員)制度を導入する。

〈実施時期、取組内容〉

○令和 5年 4月～ 職員のニーズの把握、検討

○令和 5年 9月～ 制度導入

法人内SNSや掲示板を通じて職員への短時間勤務制度の周知
対象となりえる職員への個別紹介

【目標2】 職員一人当たりの年次有給休暇取得率を60%以上とする。

〈実施時期・取組内容〉

○令和 5年 4月～ 職員の毎月の年次有給休暇取得率をデータ化し、各部門の所属長に情報提供する。

○令和 5年 7月～ すでに策定している連続した年次有給休暇取得を促す“リフレッシュ休暇制度”の活用を発信する。

○令和 6年 4月～ データ化で得られた年次有給休暇取得率を基に取得率が低い部門の管理職、その部下職員に事務部で面談を実施する。